

Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ税理士法人

2021年2月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文（英語）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. インドにおけるオフショア供給への課税

デリー租税裁判所（Delhi Bench of the Income-tax Appellate Tribunal）は、（現状に基づいて）通信会社への先端機器の供給に関与した課税事業者はインド国内に事業関連性及び恒久的施設を有するとの決定¹を下した。オフショア供給（すなわちインド国外からの物品販売）がインドで課税対象となるか否かについては、これまでも訴訟の対象となってきた。この判決によって、インドが供給拒否によるリスクを負う際、インドへの機器の供給に関して、納税者の事業はインド国内にまで及んでいるという原則が維持された。インド国外から物品販売を請け負う納税者は、当該判決が各自の具体的事例の現状に及ぼす影響を評価されたい。

2. 日印租税条約における技術上の役務に対する対価として、日本企業がインドのパートナーシップに支払った弁護士費用は課税対象

ムンバイ租税裁判所（Mumbai bench of the Income-tax Appellate Tribunal）は、日印租税条約第14条（独立の人的役務に関する条項）が個人への課税のみを取扱うことから、パートナーシップに支払われた弁護士費用は日印租税条約第12条の技術上の役務に対する対価として課税の対象であると判決を下した²。

3. 外国貿易促進—物品及びサービスの輸出

インド準備銀行（Reserve Bank of India：以下「RBI」）は、輸出競争力を強化し、輸出業入業者がCOVID-19の世界的流行によってもたらされた課題に対処することを支援するために、外国貿易に関する複数の施策を発表した。

これらの取組みに続き、RBIは、外国貿易、すなわち物品及びサービスの輸出を促進するため、輸出取引³の管理に関する政策のさらなる自由化を発表した。RBIの通達は、承認取引銀行（Authorized Dealer Banks：以下「AD banks」）に未実現輸出手形の償却、輸出債権の輸入債務との相殺、輸出売上高の払戻しなどの追加権限を提供する。主な改正内容は、以下のとおりである。

未実現輸出手形の「貸倒処理」

現在、AD banksは、一定の限度額までは未実現輸出手形の貸倒処理が認められているが、それを超える場合、RBIからの指示を確認する必要がある。

手続の簡素化、承認付与に係る時間の短縮、さらには規制コストの削減を視野に、今回、RBIはAD banksに貸倒処理の承認の権限を委任した。これにより、AD banksは、特定の条件の下、例えば海外のバイヤーが支払い不能になった場合、未収の輸出売上金の決済がインド大使館、海外商工会議所若しくは同様の機関を通して行われた場合、又は物品が輸入国の港湾、税関、若しくは保健当局によって破壊された場合、限度なしに輸出売掛金の貸倒処理を承認することができる。

¹ Huawei Technologies Co Ltd v. ADIT [2020] 122 taxmann.com 130 (Delhi ITAT)

² Amarchand & Mangaldas & Suresh A Shroff & Co. v. ACIT ITA No. 2613/Mum/19 (Mum ITAT)

³ through A.P. (DIR Series) Circular No. 8 dated 04 December 2020 (the 'Circular')

貸倒処理の限度割合を算出するとともに、貸倒処理が行われた年の前暦年に実現された輸出売上金の合計を計算して考慮する必要がある。輸出業者は、最低 6 カ月以上、当該 AD bank の固定顧客でなければならず、また KYC、AML ガイドラインに完全に準拠する必要がある。

輸出債権の輸入債務との相殺

現在、AD banks は、輸出業者又は輸入業者が自社の未払いの輸出債権を同一の海外バイヤー又はサプライヤーの未払いの輸入債務と相殺することを認めている。

今回、RBI は、AD banks が、純額基準又は総額基準のどちらであっても、組織内又は外部委託先の中央集中決済体制を通して、海外のグループ又は関連会社との物品及びサービスの取引に関して、輸出債権を輸入債務と相殺したいというインドの輸出入業者からの要求を承認することを認めた。1 つの AD bank が単独で、このような体制の運営、監督を行うべきである。物品の輸出債権をサービスの輸入債務と相殺することは認められず、逆もまた同様である。通達にはまた、この緩和施策を利用するための他の準拠条件が記載されている。

輸出売上高の払戻し

現在、AD banks は、当初輸出売上高を実現した事業者を通してインドから輸出されたものの、品質不良という理由で再輸入された物品の輸出売上高の払戻し請求を検討することができる。今回、通達に記載された条件の準拠及び証拠書類の作成を条件として、輸入国の港湾、税関、保健当局若しくは他の認定機関によって競売にかけられた又は破壊された物品に関して、物品の再輸入にこだわることなく、AD banks による払戻し請求の検討が認められることが決定した。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人
International Tax and M&A

パートナー 林 博之 hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

Deloitte India

パートナー Bhavik Timbadia btimbadia@deloitte.com

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni kpawan@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人
東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800 (代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者がかつた損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001